関係府省社会保障・税番号制度主管課 各都道府県社会保障・税番号制度担当課 御中

> 財務省主計局給与共済課 総務省自治行政局公務員部福利課 文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団 (短期給付関係)の情報連携の本格運用開始について

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「共済組合等」という。)の短期給付関係の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供(以下「情報連携」という。)については、「平成30年7月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の開始期日、同日以降情報連携可能な事務手続及び省略可能な書類並びに試行運用の対象とする事務手続の一覧等について(依頼)」(平成30年5月18日府番第113号、総官参第25号)により、平成30年7月改版後データ標準レイアウトに基づく情報連携の対象事務手続一覧及び試行運用対象事務についてお知らせするとともに、「平成30年7月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の開始期日について(依頼)」(平成30年6月27日府番第151号、総官参第37号)により、本年7月2日から情報連携の試行運用を行ってきたところです。

前記通知により試行運用を行っていた事務手続の運用状況等を各府省で確認の上、「平成30年7月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について」(平成30年10月1日府番第221号、総官参第49号)により、一部を除き平成30年10月9日から本格運用の開始が可能と判断されたことを踏まえ、「マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例(平成30年10月9日時点)」及び「情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類(平成30年10月9日時点)」が別紙1及び別紙2のとおり整理されており、試行運用中に貴課が共済組合等と情報連携を行った事務手続についてはすべて平成30年10月9日より本格運用を開始することとされております。

今般、共済組合等との情報連携について、下記の通り留意事項を記載しましたので、貴課におかれましては、本事務連絡の内容を把握の上、貴府省又は貴都道府県の関係部局に周知願います。併せて、関係府省にあっては貴府省所管で情報連携を行う行政機関及び独立行政法人等に対して、都道府県にあっては域内の市町村(特別区を含む。)並びに情報連携を行う一部事務組合及び広域連合に対して、

記

1. 情報照会者及び情報提供者

共済組合等は、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)に基づき、情報の利用又は提供に関する事務を共同で社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)へ委託しております。したがって、情報連携の情報照会者及び情報提供者は、支払基金になります。

2. 各共済組合等への問合せ

共済組合等から提供された特定個人情報と申請者等から提出された添付書類における対応情報に齟齬があり、事務処理に疑義があるなどの問題が発生した場合の対応については、支払基金ではなく、各共済組合等に直接連絡し、対応を依頼してください。

3. 資格喪失の確認

共済組合等における資格喪失の確認手続については、組合員等からの資格喪失の申請の後、各共済組合等による審査を経て、共済組合等の確認により確定し、正本として登録され、その後副本として支払基金に登録されます。そのため、組合員等からの資格喪失の申請から副本情報の登録までは一定の期間が見込まれることにご留意いただくとともに、国民健康保険における本格運用開始後の取り扱いについては、別途厚生労働省保険局国民健康保険課から発出される予定の事務連絡によりご対応願います。

4. 長期給付(年金)関係の情報連携

長期給付(年金)関係の情報連携は、平成30年3月22日付事務連絡「日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団に対する年金関係の情報連携の抑止について」において通知されているとおり、引き続き情報連携が抑止されております。

今般の共済組合等の情報連携の開始は、短期給付関係に関する情報連携であることにご留意ください。

以上

<問い合わせ先> 財務省主計局給与共済課 電話番号 03-3581-5002 (直通) 総務省自治行政局公務員部福利課 電話番号 03-5253-5558 (直通) 文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室 電話番号 03-6734-2616 (直通)